



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表  
令和2年12月24日(木)

担当	雇用環境・均等室
	室長 河嶋 小百合
	上席雇用環境改善・均等推進指導官 永見 貴子
	TEL 0852-31-1161



## 子育てサポート企業(くるみん)を認定しました!! 「社会福祉法人島根県社会福祉協議会」

次世代認定マーク「くるみん」 ～ 令和3年1月13日(水)に認定通知書の交付式を行います ～

厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出し、計画の目標を達成するなど一定の基準を満たした企業を、子育てサポート企業(くるみん)として認定しています。

島根労働局(局長 倉持清子)は、今般、社会福祉法人島根県社会福祉協議会を島根県内で18社目(令和2年初)のくるみん企業として認定しました。

社会福祉法人島根県社会福祉協議会に対し、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

### ◇ くるみん企業の認定通知書 交付式 ◇

#### ■交付式

日時：令和3年1月13日(水) 14時00分から

場所：島根労働局 専用大会議室

(松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階)

#### ■認定企業

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

所在地 松江市東津田町1741-3

代表者 会長 江口 博晴(えぐち ひろはる)

業種 社会福祉事業

- 添付資料
- 1 くるみん認定企業の行動計画の内容・取組(社会福祉法人島根県社会福祉協議会)
  - 2 島根県内のくるみん認定企業一覧、くるみん認定とは
  - 3 くるみん認定の基準

— くるみん認定企業の行動計画の内容・取組 —

## 社会福祉法人島根県社会福祉協議会

所在地：松江市東津田町1741-3

業種：社会福祉事業

企業概要：昭和27年6月9日設立。島根県社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とし、民間組織としての自主性と住民や社会福祉関係者に支えられた公共性の二つの側面を併せ持った民間非営利組織。

労働者数：77人(男性30名、女性47名) 申請時点

令和2年12月15日認定



### 計画期間

平成30年4月1日～令和2年3月31日

### 目標及び実績

#### 目標1：ワーク・ライフ・バランス支援制度の理解度を高めるための説明会及び情報提供資料等の作成

⇒ 職員にワーク・ライフ・バランス支援制度についての理解度や要望等のアンケートを取り、それを踏まえ、情報提供資料を作成。全職員を対象とした研修会で、同資料を配付・説明。なお、管理職に対しては、しっかりと制度を理解させるため、全職員研修会に先立ち、説明を行った。

#### 目標2：休暇取得しやすい職場環境づくり

⇒ 年次有給休暇の取得予定計画を全職員でシステムによる共有(見える化)や休暇取得計画表の配布などの利用により、休みやすい組織風土づくりを推進した結果、前年度を上回る休暇取得状況となった。

### 計画期間内における育児休業等の取得状況

- ①女性労働者の育児休業取得率は150% (行動計画期間内の 育児休業等を取得した労働者数 / 出産者数 )
- ②子の看護休暇を取得した男性労働者は1名

### 法を上回る仕事と育児の両立支援制度の整備

#### 〔育児・介護休業法を上回る措置〕

○小学校就学前までの子を養育する労働者のための「所定外労働の制限」と「所定労働時間の短縮措置」を定めている。

※育児・介護休業法では3歳未満の子までを対象とした取組

○中学校就学前までの子を対象とした「子の看護休暇」を定めている。

※育児・介護休業法では小学校就学始期に達するまでの子を対象とした取組

## — 島根県内のくるみん認定企業一覧 —

	企業名	認定年
1	株式会社長岡塗装店（松江市）	平成 19、21、23 年（3 回）
2	社会医療法人仁寿会（川本町）	平成 21 年 プラチナくるみん平成 29 年
3	松江土建株式会社（松江市）	平成 23 年
4	株式会社テクノプロジェクト（松江市）	平成 24 年
5	株式会社山陰合同銀行（松江市）	平成 24 年 プラチナくるみん平成 30 年
6	国立大学法人島根大学（松江市）	平成 24、27 年（2 回）
7	社会福祉法人島根ライトハウス（松江市）	平成 25、27、29 年（3 回）
8	株式会社島根富士通（出雲市）	平成 25 年
9	社会福祉法人静和会（出雲市）	平成 27 年
10	イマックス株式会社（出雲市）	平成 27 年
11	一畑工業株式会社（松江市）	平成 27 年
12	フジキコーポレーション株式会社（松江市）	平成 28 年
13	公益社団法人益田市医師会（益田市）	平成 28 年
14	島根島津株式会社（出雲市）	平成 28 年
15	アサヒ工業株式会社（松江市）	平成 29 年
16	株式会社ジェイ・オー・ファーマ（出雲市）	令和元年
17	株式会社ユニコン（松江市）	令和元年
18	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	令和 2 年



次世代認定マーク  
くるみん

「くるみん」という愛称には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ、会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められています。  
☆の数が、くるみんの取得（認定）回数を表しています。

## — くるみん認定とは —

次世代育成支援対策推進法（次世代法）は、国、地方公共団体、企業に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が認定できることとしております。

認定を受けると認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。

平成 27 年 4 月からは、くるみん企業のうち更に取組を進めた企業への「プラチナくるみん」認定も始まっています。



## くるみん認定の基準

①～⑩すべての基準に該当することが要件。(⑤, ⑦, ⑨については、下線部分が当該企業に該当)

- ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が2年以上5年以下であること
- ③ 行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- ④ 行動計画について、公表、従業員への周知を適切に行っていること
- ⑤ 計画期間内において男性従業員について、次のいずれかを満たしていること
  - (1) 育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること
  - (2) 育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること
 (従業員300人以下の特例)  
 上記要件を満たさない場合でも、計画期間内に男性従業員が、次のいずれかに該当
  - (イ) 1歳以上の子の看護休暇を取得
  - (ロ) 中学校就学前の子を有する従業員を対象とした所定労働時間の短縮措置を利用
  - (ハ) 計画期間とその開始前の最長3年間を合わせて計算したときに育児休業等取得率が7%以上
  - (ニ) 小学校就学前の子を養育する男性従業員がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用
- ⑥ 計画期間内の女性従業員の育児休業取得率が、75%以上であること
 (従業員300人以下の特例)  
 上記の要件に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の最長3年間を合せて計算したときに、女性の育児休業取得率が75%以上であること
- ⑦ 3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度のいずれかを講じていること
- ⑧ 計画期間の終了日の属する事業年度において、次のいずれも満たしていること
  - (1) フルタイムの従業員等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること
  - (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ⑨ 所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得の促進のための措置、その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のいずれかを実施していること
- ⑩ 法及び法に基づく命令その他労働関係法令に違反する重大な事実がないこと